宮城県農業普及活動検討委員会及び普及活動検討会設置要領

第1目的

「協同農業普及事業の実施に関する方針」(令和3年3月策定)第4の3(6)に基づき, 「普及活動検討委員会」(以下「検討委員会」という。)及び「普及活動検討会」(以下「活動検討会」という。)の実施に関して詳細を規定する。

第2 検討委員会及び活動検討会の開催

県段階の検討委員会及び各農業改良普及センター(以下「普及センター」という。)段階 の活動検討会を次により開催するものとする。

- 1 検討委員会は、原則全県を単位とし、農政部長が年1回開催する。
- 2 活動検討会は、普及センターが所管する地域を単位とし、年2回普及センター所長が開催する。

第3 委員の構成

検討委員会及び活動検討会の委員は、先進的な農業者、若手・女性農業者、市町村、農業 関係団体、生活者、学識経験者、マスコミ、民間企業等の外部有識者をもって構成する。委 員に対する依頼は、検討委員会の委員あっては農政部長が、活動検討会の委員にあっては普 及センター所長それぞれ行うものとする。

第4 検討事項

- 1 検討委員会においては、次の事項について検討する。
 - (1) 協同農業普及事業の実施方針等に関する事項
 - (2) 普及指導活動の体制(体制,動向,資質向上の取組)に関する事項
 - (3) 重点プロジェクトに関する事項
 - (4) 普及指導活動(計画,成果等)の総合的な評価に関する事項
 - (5) その他県域に及ぶ農政推進上の課題やその推進に関する事項
- 2 活動検討会においては、当該地域における次の事項について検討する。
 - (1) プロジェクト課題の設定等普及指導計画の樹立に関する事項
 - (2) プロジェクト活動等普及指導活動の評価に関する事項
 - (3) 普及指導活動推進上の関係機関との連携に関する事項
 - (4) その他普及指導活動の推進に関する事項

なお、概ね3年に1度は全プロジェクト課題が外部評価の対象となるよう、計画的に評価 対象を選定するものとする。

第5 評価

検討委員会及び活動検討会の委員は、会の終了後様式1号により評価表を作成し、検討委員会にあっては農政部長に、活動検討会にあっては普及センター所長に提出するものとする。

第6 評価結果の活用

農政部長及び普及センター所長は、評価結果を農業革新支援専門員及び普及指導員の普及 指導活動や次年度の普及指導計画に反映させるものとする。

第7 活動検討会開催計画及び実績報告

普及センター所長は、当該年度の実施計画及び前年度実績を別記様式第2号により、毎年 4月末日までに農政部長に報告する。

また,活動検討会実施状況について,開催後30日以内に別記様式第3号により,農政部長に報告するものとする。

第8 評価結果等の公表

評価の結果は、検討委員会においては農業振興課が、活動検討会においては各普及センターが開催の都度、速やかにホームページ等で公表するものとする。

公表に当たっては、使用した資料とともに検討委員会にあっては別記様式第4号を作成し 公表するものとし、活動検討会にあっては第7で農政部長に報告した別記様式第3号をその まま運用して公表するものとする。

第9 会務

検討委員会の庶務にあっては農業振興課が、活動検討会にあっては普及センターがそれぞれ処理する。

第10 その他

この要領に定めるもののほか,検討委員会及び活動検討会の運営に必要な事項は,農政部長又は普及センター所長が別に定める。

附則

- この要領は、平成10年7月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成11年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成13年8月30日から施行する。 附 則
- この要領は、平成14年1月24日から施行する。 附 則
- この要領は、平成17年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成19年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成29年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成31年4月1日から施行する。 附則
- この要領は、令和3年4月1日から施行する。